

【重要】学校において予防すべき感染症（含インフルエンザ）に罹患した場合の取り扱いについて

「学校において予防すべき感染症」（別表1「学校において予防すべき感染症」参照）に分類される感染症に罹患した場合は、他者への感染防止のため、学校保健安全法施行規則の定めにより一定期間出席停止の措置が講じられます。

該当する感染症に罹患した学生は、感染症に罹患した時および感染症が治癒し大学に登校した時に、下記のとおりそれぞれ必要な手続きを行ってください。

記

1. 感染症に罹患した時

【出席停止措置】

○感染症が治癒し、出席停止期間（《重要》学校において予防すべき感染症に罹患した場合の出席停止措置についての別表2「出席停止期間の基準」参照）が経過するまで大学には登校しないでください。

【大学への連絡】

○感染症に罹患したことを保健センター、教育学部事務所に電話またはメールで連絡してください。

《各連絡先》※開室時間：月～土 9:00～17:00

【保健センター】Tel:03-5286-9800 HP:<http://www.waseda.jp/kenkou/center/HSC/>

【教育学部事務所】Tel:03-3202-2379 Email:school-of-education@list.waseda.jp

2. 治癒後（出席停止期間経過後）、大学に登校した時

○感染症が治癒したことを証明する書類および学生証を持参の上、教育学部事務所で所定の手続きを行ってください。その際に「診断された日・大学への最終登校日」についても報告していただきます。

3. 授業欠席の取り扱い

○授業の欠席連絡については、**各自担当教員に申し出て報告**を行ってください。
(教育学部事務所を介しての担当教員への連絡は一切行いません。)

4. 注意事項

○試験・補講期間中に「**試験**」を欠席した場合は手続きが異なります。

別途「試験欠席者の取り扱いについて」を確認の上、所定の手続きを行ってください。

○担当教員の連絡先は『授業ガイド』巻末の教員一覧にて各自確認してください。

○オープン科目等、**教育学部設置以外の科目**については、別の方法での手続きが必要な場合がありますので各自それぞれの所属箇所に確認してください。

○インフルエンザによる授業欠席に関しても、**新型インフルエンザが季節性インフルエンザに移行したこと**に伴い（2011年3月31日厚生労働省発表）、**手続方法が他の感染症と同様の手続きへと変更されています。**

2012年 12月12日
教育学部

<<重要>>学校において予防すべき感染症に罹患した場合の出席停止措置について

学生が下記の表1「学校において予防すべき感染症」に分類される感染症に罹患した場合は、他者への感染防止のため、学校保健安全法により出席が停止されています。出席停止の期間は、表2「出席停止期間の基準」の通りです。各自確認の上、該当する方は手続きを行ってください。

【別表1】 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

分類	特徴	該当する感染症
第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5 N1型） 指定感染症 新感染症
第二種	飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症	インフルエンザ 百日咳 麻疹 風疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜炎 結核
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

【別表2】 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

分類	出席停止期間	
第一種	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が後退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで	